

藤沢市市税条例の一部改正について

藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「府令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものとの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第17条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により神奈川県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第21条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「府令」という。）」を「府令」に、「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条第4項（「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める部分に限る。）の改正規定 公布の日
 - (2) 第5条の改正規定及び第21条第4項（「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める部分を除く。）の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
 - (3) 第17条の2第1項第2号の改正規定 令和9年1月1日
(公示送達に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の藤沢市市税条例第5条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
(市民税に関する経過措置)
- 3 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の藤沢市市税条例第17条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（神奈川県知事又は神奈川県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、公示送達制度の公示事項について、インターネットを利用する方法により閲覧することができるようにするための規定が追加されたこと及び公益信託に関する法律の全部改正とそれに伴う所得税法の一部改正により、寄附金税額控除の対象範囲が拡大したことに伴い所要の改正をし、並びに地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い規定の整備をする必要による。